

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による休業給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日にA所在のB会社に雇用され、同社のC店（以下「事業場」という。）において、調理業務に従事していた。

請求人によれば、平成〇年〇月〇日、通勤のため、事業場に向かって歩道を歩いていたとき、同じ歩道を原動機付き自転車に乗り走行してきた男性（以下「第二当事者」という。）に注意したところ、逆上され、暴行を受けたという（以下「本件暴行」という。）。

請求人は、同日、D病院に受診し、同月〇日、E病院に転医し、「右手打撲症」（以下「本件傷病」という。）と診断された。

請求人は、本件傷病は通勤上の事由によるものであるとして、監督署長に休業給付を請求したところ、監督署長は、本件傷病は通勤上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

### 第3 原処分庁の意見

(略)

### 第4 争 点

本件の争点は、本件傷病が通勤上の事由によるものであると認められるか否かにある。

### 第5 審査資料

(略)

### 第6 事実の認定及び判断

#### 1 当審査会の事実の認定

(略)

#### 2 当審査会の判断

(1) 通勤途上における災害が、労災保険法第7条第1項第2号に規定する通勤災害と認定されるためには、災害の発生時において同条第2項及び第3項に規定される通勤を行っていたことを前提として、災害が通勤に通常伴う危険の具体化したものと経験則上認められること（以下「通勤起因性」という。）が必要である。そこで、以下、通勤起因性について検討する。

(2) 当審査会において本件一件記録を精査すると、請求人が第二当事者から本件暴行を受けて負傷した経緯については、次のことが認められる。

ア 請求人と第二当事者との間に面識はなく、請求人は、平成〇年〇月〇日の出勤途中、通勤経路である歩道上でたまたま第二当事者と出会って、以下のような経緯から本件暴行が発生したものである。

イ 本件暴行の発生の経緯について、請求人は、労働基準監督署（以下「監督署」という。）からの聴取において、「(第二当事者の運転する)原付バイクが正面から歩道の上を走ってきました。」、「(請求人のすぐ近くに)バイクを止めたので、『危ないじゃないか』、『エンジンを切って押してこい』などと言ったところ、『てめえには関係ねえ』、『俺はここに止めるから』などと言いつてきました。」、「相手が肩からぶつかってきて、そのままFの店内に入ってしまったので、警察にしぼってもらおうと思い、その場で110番しました。」、「外で待っていたところ、相手がFから出てきたので、『110番したから待って』と言ったのですが、そのままバイクに乗って行こうとしたので、動

かせないようにバイクのキーを抜きました。すると、(中略) 怒っていきなり殴りかかってきました。左拳で右顔面を殴られたと思います。そして、引きずり倒され、馬乗りの状態から顔面を殴ってきたので、両手で顔をかばい、押しのけようと相手の腹を蹴ったりしました。」と述べた(乙7)。一方、第二当事者は、監督署からの聴取において、「バイクをスーパーの近くに止めようとしたら、『そんなとこに止めんじゃねえよ。』といきなり言われ、バイクを何かいじろうとしたから、『やめてください。』と言って近づいたら、投げ飛ばされて、顔を殴られた。こっちもやり返したが、たいした怪我はしていないはずだ。」と述べている。

以上のように両者の申述には相違があるものの、請求人が第二当事者の原動機付き自転車に何かしようとした(請求人は原動機付き自転車のキーを抜いた旨申述している。)ことが契機となって本件暴行へと発展したという点では一致していることから、同行為に端を発して口論となり、双方が「手拳の擦過傷」を負うに至ったものと認められる。

(3) 請求人は、第二当事者からいきなり本件暴行を受けたと述べているが、上記の申述を総合すると、請求人が第二当事者の原動機付き自転車のキーを抜くという恣意的行為をしたことが契機となって同人による本件暴行を誘発し、双方の喧嘩へと発展し、双方が上記(2)のとおり負傷したものと認められる。当審査会としては、請求人が原動機付き自転車のキーを抜いて動かさせないようにしたため、第二当事者が怒りを私怨に発展させて本件暴行に及んだものと認められることに照らせば、本件暴行によって請求人が被った本件傷病は、通勤に内在する危険が具体化したものとは認められず、したがって、通勤と本件傷病との間に相当因果関係はないものと判断する。

3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした休業給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。